

「再稼働に同意表明するな」91団体で緊急要請書を提出

事故が起これば周辺住民に責任とれるのか

→「高浜町の同意判断には関係ない。国の責任」（高浜町）



11月27日、高浜原発3・4号の再稼働に同意表明しないよう求めて、高浜町役場で緊急要請書を提出しました。

高浜町長は、11月20日に経産大臣と面会し、国の責任で国民理解を得ること、使用済み核燃料対策の推進等を求め、国から責任ある言葉をもらったとして、12月1日から始まる町議会で再稼働の同意を表明しようとしています。そのため、再稼働同意に反対して緊急に申し入れを行いました。

◆福井・関西から91団体で緊急要請書を提出

緊急要請書の提出団体は、福井と関西2府4県の全域を含めて91団体となりました。呼びかけを開始して35時間という短時間でしたが、多くの団体の皆さんが共同提出団体になっていただきました。ありがとうございました。高浜町もこの数字には驚いていることと思います。町議会議員の皆さんにも伝えるため、申し入れ終了後に議会事務局に緊急要請書を渡しました。

(共同団体名の入った緊急要請書は、こちらからダウンロードできます)

http://www.jca.apc.org/mihama/takahama/takahama_yobo151127.pdf

◆福島原発事故を省みることもなく、同意表明を焦る高浜町

高浜町役場の別館で、11月27日午後4時から約40分間の申し入れでした。高浜町、おおい町、京都府、兵庫県、大阪府から7名が参加し、町からは防災安全課の平田課長と職員2名が出席しました。

町の対応は、何が何でも再稼働の同意を表明するという感じで、全く余裕がなく、これまでにない対応でした。当初は5月頃にも同意表明かと言われていましたが、4月に福井地裁の仮処分決定が出たこと等で表明の機を逃し、伊方町に同意表明で先を越され、推進派からの強い圧力が働いているのかもしれませんが、「なぜ今、同意表明か」に対してまともな回答もなく、「国の審査に合格した」ことを拠りどころにしています。被害地元である30km圏内外の周辺住民への責任は自らにはないとした、無責任な姿勢でした。

やはり関西各地から、再稼働に同意しないよう声をあげていくことが重要です。

◆仮処分裁判の決定－「それは司法の判断。町の同意の条件ではない」

4月に福井地裁は「高浜3・4号の運転をしてはならない」との決定を出し、それが今も生きています。高浜町が再稼働同意を表明しても再稼働することはできません。関電の異議申し立てによる異議審理の決定は来年1月頃になり、少なくともそれまでは司法の判断を尊重して拙速な同意表明はやめてほしいと、仮処分裁判申立人の松本さんが強く訴えました。これに対して課長は「司法は司法の判断。町の再稼働同意の条件ではない」の一点張りでした。

◆安全性問題－「福井県の安全専門委員会の判断は県の判断材料」と突き放し、「国の審査に合格している」を拠りどころに

高浜原発の安全性には多くの問題があります。事故時に指揮をとる「緊急時対策所」は、当初関電は免震構造の新しい施設を作ると約束していましたが、これを反故にして、「緊急時対策所」は免震ではなく耐震構造にとどめ、別に職員の待機場所等用に免震構造の施設を作ることにして

います。これについては、「免震棟は完成が猶予されている」等と答え、肝心の「緊急時対策所」が免震構造ではないことについて、理解しているのかさえはっきりしていませんでした。

福井県の原子力安全専門委員会では、国の審査内容について審議が続いています。会議では、事故時の汚染水対策等で委員から厳しい意見が出ています。高浜町だけで安全性の判断はできないため、少なくとも安全専門委員会の判断を待つべきではないかと問うと、「県は専門委員会の結論を判断材料にしている。それは県の判断だ」とだけ答えました。専門委員会の審議を無視するのかと問うと、突然大きな声で威圧的に「無視するとは言っていない」と。ではどうするのかと問うと「無視も軽視もしない」とあいまいに答え、「国の審査は通っている」ことだけを答えていました。仮処分決定が「国の審査基準が緩すぎると指摘している中で、国の審査に合格していることだけで安全だと判断するのはおかしい」と問うても、「国の審査に合格」を抛りどころにするだけです。安全専門委員会の結論前にも、町として同意の判断はするということです。

◆避難計画について－在宅の要援護者の避難手段等はまだこれから

避難計画には実効性がありません。福井から兵庫に避難する場合のスクリーニング場所は決まっています。これについては、11月25日に内閣府や関係自治体（福井県・京都府・滋賀県等）の作業部会があり、スクリーニングの「候補地」があがったと答え、京都府北部住民のスクリーニング場所とは競合していないと。正式には副知事等が参加する協議会で決まるとのことでした。「候補地」がどこになっているのか、検証が必要です。

さらに、避難先兵庫の避難所が土砂災害の危険区域に設定されたままであることについては、「今後、代替の避難所を用意してもらおう」と今後の課題にできてしまっています。

要援護者の避難手段については、「座位が保てる人は（一般の避難者に交じって）バスで避難してもらおう。在宅で寝たきりの人にはストレッチャー等が必要になる。輸送手段は確保できていないが確保する」と、具体的なプランがあるような話しぶりでしたので、それについては後日公表してほしいと要望しました。

◆使用済みMOX燃料の行き先がないことを認め、核燃料サイクルに期待をつなぐ

再稼働を進めれば使用済み核燃料が増え続けます。これについて課長は、11月20日に関西電力が福井県外に「中間貯蔵」の建設を進める計画であることを承知していると述べました。関西電力の計画は、2020年頃に計画地点を確定し、2030年頃に2千トン規模の「中間貯蔵」の操業を開始するというものです。しかし、計画が狙われている宮津市長や舞鶴市長、京都府知事は即座に反対を表明し、実現の可能性はありません。

さらに、使用済みMOX燃料の搬出先はどこにもないことについては「今は持っていく場がない」と認めながら、「核燃料サイクルの確立が前提となるので、高浜にたまり続けられないよう国に求めたい」と、核燃料サイクルを推進してほしいと匂わせていました。高速増殖炉もんじゅが立ちいかなくなった中でも、まだサイクルが確立できると夢を追っているのでしょうか。プルサーマルは中止すべきです。

◆高浜町だけで判断して、周辺住民に責任とれるのか－「町の判断とは関係ない。国の責任」

高浜原発で事故が起これば周辺の関西住民にも被害が及びます。「事故が起これば、一義的には事業者の責任。やはり国が責任をとるべき」と一般論で済ませようとしています。事故が起きた場合に、30 km圏内外の住民に責任とれるのかと問うと、「高浜町の同意判断には関係ない。国の責任だ」と無責任極まりない回答でした。舞鶴市とだけではなく、30 km圏内や兵庫の避難先自治体とも議論すべきと町長に伝えるよう求めました。

2015. 11. 28 申し入れ参加者一同

高浜町への申し入れ 連絡先団体

ふるさとを守る高浜・おおいの会/原発なしで暮らしたい丹波の会/グリーン・アクション/美浜の会